

建設工事の契約保証等の取扱いについて

一宮市では、受注者の契約事務の負担軽減及び効率化を推進するため、契約の保証及び前払金保証等について、電子化された保証証書の取り扱いを2025年10月から開始しますのでお知らせします。従来の書面による保証証書の提出も引き続き可能です。

なお、電子証書等の申し込み及び提出方法等については、保証事業会社にお問い合わせください。

記

1 電子化が可能となる保証証書

- ・保証事業会社が行う契約保証に係る保証証書
- ・保証事業会社が行う前払金保証（中間前払金を含む）に係る保証証書

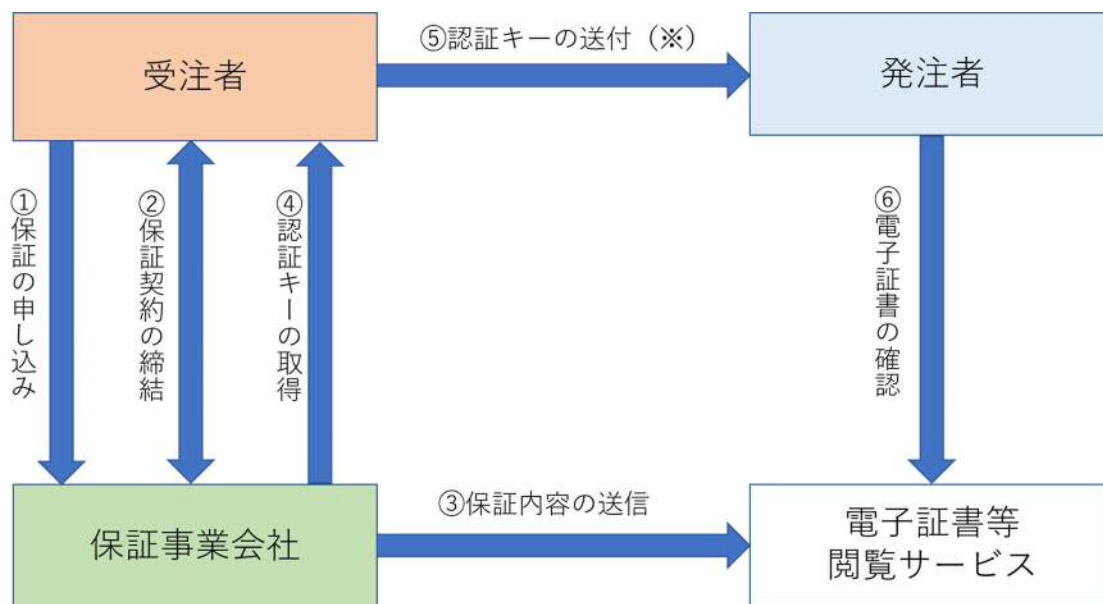
※銀行等の保証、履行保証保険、履行ボンド等の保証については、今回の電子化対応の対象外ですので、従来通り窓口で原本の提出が必要です。

2 電子保証の利用ができる契約

2025年10月1日以降に入札公告・指名通知する「建設工事」、「設計、測量、建設コンサルタント等業務」が対象です。

※上下水道部・病院事業部が発注する案件は除きます。

3 電子保証の手続きフロー



4 認証キーの提出方法（※「⑤認証キーの提出方法」）

※今回の電子化の対象は、保証事業会社が発行する保証証書です。PDF方式により発行された保証証書等を電子メールにより提出する方法は、対象外です。

(1) 提出物及び提出方法

保証事業会社のインターネット保証サービス (NetDesk) からダウンロードした『電子保証にかかる「認証キー」のお知らせ (PDF)』を、電子メールで契約予定日までに契約課メールアドレス（下記の6メール送付時の注意事項）へ送付してください。

件名は「【電子保証書】工事番号」（件名例：【電子保証書】公建第1号）としてください。

なお、前払金保証（中間前払金を含む）は請求書も同時に送付をお願いいたします。

5 現金納付の対応

納付書による契約保証金の納付についても、2025年10月1日以降に入札公告・指名通知する案件（※上下水道部・病院事業部が発注する案件は除く）から、電子メールによる提出も可能とします。ただし、納入通知書は窓口交付となりますので、納入通知書希望とご連絡の上、ご来庁ください。

なお、従来どおり窓口での領収証書を確認することも可能です。

※電子メールによる手続き

(1) 提出物及び提出方法

「領収印が押された領収証書（スキャンデータ・PDF）」を、電子メールで契約予定日までに契約課メールアドレス（下記の6メール送付時の注意事項）へ送付してください。

件名は「【現金保証】工事番号」（件名例：【現金保証】公建第1号）としてください。

※納付書の確認ができましたら、契約営業所メールアドレス宛に「保証金保管証書」を送付します。

(2) 払い戻しの注意事項

保管金払出請求書、領収印が押印された領収証書（原本）、保証金保管証書を窓口までご持参ください。

6 メール送付時の注意事項

下記のとおり件名を設定し、契約課メールアドレスへ送付してください。

契約課メールアドレス：keiyaku@city.ichinomiya.lg.jp

送付内容	メール件名
電子保証に係る「認証キー」のお知らせ (PDF)	【電子保証書】工事番号 (例：【電子保証書】公建第1号)
領収印が押印された領収証書 (PDF)	【現金保証】工事番号 (例：【現金保証】公建第1号)

【問い合わせ】

総務部契約課 工事契約グループ

0586-28-8631